

香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則及び香川県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第58号

香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則及び香川県行政組織規則の一部を改正する規則

(香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第1条 香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年香川県規則第73号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 略 2 略 (1)・(2) 略 (3) 略 ア <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書</u> イ・ウ 略	(定義) 第2条 略 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 電子証明書 次に掲げるものをいう。 ア <u>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する電子証明書</u> イ・ウ 略

(香川県行政組織規則の一部改正)

第2条 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(分掌事務) 第3条 略 政策課～水資源対策課 略 情報政策課 (1)～(4) 略	(分掌事務) 第3条 政策部の各課(文化芸術局の各課を除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。 政策課～水資源対策課 略 情報政策課 (1)～(4) 略 (5) <u>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)の施行に関すること。</u>

(5)～(10) 略

統計調査課・男女参画・県民活動課 略
2 略

(6)～(11) 略

統計調査課・男女参画・県民活動課 略
2 略

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。